

第35回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日（水）午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場旧久木野庁舎 2階集会ホール
3. 出席委員 25名
欠席委員 4名 4番福田義広 8番後藤貞徳 23番古庄正治 28番竹原満博委員
4. 議事日程 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画及び承認について
5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志

6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶
会長	挨拶
議長	只今から平成29年度第35回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に14番 古澤勝康委員 15番 佐藤久康委員を指名します。 それでは、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局に報告をお願いします。
事務局	1番について、譲渡人と譲受人間で平成29年4月11日合意解約が成立しました。 2番について、譲渡人と譲受人間で平成29年4月18日合意解約が成立しました。
議長	報告第1号は、以上で終了いたします。 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 (農地法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明) 今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、1件審議方宜しくをお願いします。

議長	朗読が終わりました。地元委員の説明をお願いします。
24番	1番について、24番が説明いたします。譲渡人は、高齢で██████████耕作が出来なくなり、新規就農者になられて十数年の譲受人が今まで耕作されておりましたので、お互いの話合いで所有権移転売買が成立しました。
議長	地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。 (異議なし)
議長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について異議のない方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	議案第1号は、原案どおり可決いたします。
<hr/>	
事務局	続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。 別添議案書を基に朗読 今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上2件、審議方よろしく申し上げます。
議長	朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。
12番	1番について、12番が説明いたします。申請人の農業用倉庫が地震により壊れた為、農業用倉庫建設です。審議をお願いします。
13番	2番について、13番が説明いたします。20年ほど前までは、山から水が来ており田を作っておられましたが徐々に水がかからなくなり田を作ることが困難になり鳥獣被害も多い為、植林となりました。すでに植林してありますので今回始末書添付で申請となりました。申請地は、██████████から██████████の前の道を挟んだ███側の農地です。
議長	地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。 (異議なし)
議長	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について異議のない方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長	議案第 2 号は原案どおり可決します。
	続きまして議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の 1 の (1) のカの適用です。以上 5 件、審議方よろしく申し上げます。
議長	事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明をお願いします。
1 2 番	1・2 番について、1 2 番が説明いたします。1・2 番ともに地震により農家住宅の建設です。1 番につきましては、譲渡人から譲受人へ使用貸借権利設定移転です。2 番につきましては譲渡人から譲受人へ、転用所有権移転無償（贈与）です。
1 4 番	3・4・5 番について、1 4 番が説明いたします。 3 番について、譲渡人の田に熊本市内で美容室をされております譲受人が住宅建設です。（転用所有権移転有償） 4・5 番について、譲渡人 2 名それぞれの農地に病院勤務の譲受人が住宅建設です。（転用所有権移転有償）
議長	地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。 (異議なし)
議長	議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について意義がない方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	議案第 3 号は原案どおり可決します。
	続きまして議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回の案件は、耕作面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、新規 1 4 件と再設定 1 0 件審議方よろしく申し上げます。
議長	朗読が終わりましたので、新規の案件につきまして地元委員の説明をお願いします。
5 番	1 番について、5 番が説明いたします。貸人の田を借人が賃借権設定 5 年間です。

- 9番 2・3番について、9番が説明いたします。
2番について、貸人は勤務があり農業機械もありませんので借人が賃借権設定5年間です。
3番について、貸人の息子さんは、仕事の都合上農作業の時間が難しく、借人が賃借権設定5年間です。
- 10番 4・5番について、10番が説明いたします。
4番について、貸人は現在■■■■■在住であり高齢で農業が出来ませんので、親戚の借人が使用賃借権設定10年間です。
5番について、貸人は、田んぼの管理が出来ないため、借人が賃借権設定10年間です。
- 7番 6・7・8番について、7番が説明いたします。
6番について、貸人はご主人が亡くなり■■■■■在住で耕作が出来ないということで借人が賃借権設定10年間です。
7番について、貸人の畑を借人が賃借権設定10年間です
8番について、貸人は高齢で耕作が困難の為、借人が賃借権設定5年間です。
- 16番 9番について、16番が説明いたします。お互い話合いのもとに貸人の田を借人が賃借権設定5年間です。
- 17番 10番について、17番が説明いたします。貸人は高齢で農作業が出来ませんので借人が賃借権設定7年間です。
- 29番 11・12番について、29番が説明いたします。
11番について、貸人は高齢で耕作が困難ですので親戚の借人が賃借権設定10年間です。
12番について、貸人が■■■■■在住ですので親戚の借人が賃借権設定10年間です。
- 事務局 23・24番について、事務局から説明いたします。23・24番共に耕作をお願いしたいとのことで農地中間管理機構を通しての申請です。申請地は、現在両併西部地区の圃場整備の一面です。仮地番一時利用指定という事で契約が出来ましたのでお知らせしておきます。
- 議長 地元委員の説明が終わりましたので、再設定の案件も含めまして審議をお願いします。

(異議なし)

- 議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について異義がない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長** 議案第4号は原案どおり可決いたします。
他に何かありますか。
- 25番** 地震により倉庫を建て替えるとのことですが、建っていた場所の後ろ側に建てたいとのことですが建てること出来ますか。
- 事務局** その地目は、農地ですか。
- 25番** 宅地だと思います。
- 事務局** 宅地ならば建てられます。
- 25番** 基の場所に建てなくてはいけないと役場の方に言われたそうですが。
- 議長** 経営体育成事業で国の補助を利用する場合じゃないでしょうか。補助を受けないのであれば何も関係なく建てられます。経営体育成事業のことは、担当に尋ねていただきたいと思います。他にありますか。
- 6番** 何度も言って申し訳ないのですが。地目台帳現況については、今までの通りではいけないのですか。元のままで再生協議会のチェックは、しなくてもいいのではありませんか。
- 議長** 再生協議会がチェックを行うのは、会計監査とかの指摘もあり必要でしょう。
- 事務局** 県からの調べでは、出来ないということです。
- 6番** 地籍調査があった時に、閲覧期間があったにもかかわらず届けがない故に自己責任ということになりますかね。現況主義で田は、認めることになりますか。
- 議長** 現況田は、認めますが台帳畑には変わりませんので正式には認められません。減反がネックとなり補助金がありますので、国の会計検査も入り再生協議会もチェックする必要があるわけです。
- 6番** 新規開田は、昭和50何年かで締めてあり共済も受けられてないので共済の証明は取れませんから、いままでの共済掛金の証明があれば再生協議会も認めていただきたいと思うのです。再生協議会に農業委員会の農地流動化明細を出さなければ分からないでしょう。
- 19番** 基本は、農業委員会の台帳になりますので分からないのなら認めていいということには、ならないでしょう。
- 20番** 自分の農地も固定資産税の名寄せを見ると現況田でも畑・畑ですので登記上覆すことは出来ないでしょう。
- 議長** 会計検査があり、判明した場合たとえば10・20年さかのぼって返納出来るかって

ことですよ。畑・畑ならば、現況が田であっても国からの助成金は出ませんということ
ことです。

6番 わかりました。この件は、これで終わります。

議長 他に、何もなければ終わります。
それでは、以上をもって第35回農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名者

14番 古澤勝康

15番 佐藤久康